

全宅連役員報酬規程

(総 則)

第1条 定款第27条第1項に定める常勤役員に対する報酬の支給については、本規程の定めるところによる。

(支 給 額)

第2条 常勤役員の報酬額は無償とする。

(規程の改廃)

第3条 この規程を改正または廃止しようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。

ただし、定款27条第1項の規定により、報酬等を支給する場合は総会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

1. この規程の一部改正は、平成27年3月24日から施行する。（名称、第1条、第3条、附則）

